

松戸市外部評価の実施回数の緩和の適用に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「千葉県地域密着型サービス外部評価実施要領」（以下「実施要領」という。）第3条に基づき、指定認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という。）に対し実施回数の緩和を適用する場合の手続きを定めることにより、外部評価の円滑な実施に資することを目的とする。

(実施回数の緩和の申請)

第2条 事業者は、実施回数の緩和の適用を受ける場合は、松戸市長（以下「市長」という。）が定める期日までに、要件を満たすことを証する文書とともに、市長に申請することとする（第1号様式）。

2 実施回数の緩和の適用を受けるための要件は、次のとおりとする。

- (1) 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前5年間において継続して外部評価を実施していること。（実施回数の緩和の適用を受けたことにより外部評価を実施しなかった年度は、前5年間において継続して実施することとした要件の適用に当たっては実施したものとみなす。）
- (2) 「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を提出していること。
- (3) 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において、運営推進会議を6回以上開催していること。
- (4) 運営推進会議の構成員に松戸市の職員（以下「市職員」という。）または地域包括支援センターの職員（以下「センター職員」という。）が含まれており、かつ実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において開催された運営推進会議に市職員またはセンター職員が必ず出席していること。
- (5) 「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。

(実施回数の緩和の適用)

第3条 市長は、前条第1項の申請書の内容を審査した結果、同条第2項の要件を満たしていると判断した場合は、当該事業所について実施回数の緩和を適用することができる。

2 市長は、前項の緩和を適用した場合、当該事業者及び千葉県知事に対し、その旨を通知する（第2号様式、及び実施要領様式1）。

(適用の取消し)

第4条 市長は、実施回数の緩和を適用した事業所について、第2条第2項の要件を満たさない事実を確認した場合等、実施回数の緩和の適用を取り消すべきと判断した場合には、当該実施回数の緩和の適用を取り消すことができる。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。